

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、水源の涵養、食料・人材の供給など多面的な機能を担っているところである。

しかしながら、若者の流出による人口の減少や高齢化が急速に進行しており、耕作放棄地の増加や森林の荒廃により基幹産業である農林水産業の停滞を始めとし、公共交通の縮小、地域を担う医師の深刻な不足など基礎的な集落を維持することさえ困難な地域も拡大している。

このような中、平成12年に施行された現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末を持って期限切れを迎えるが、その後、新たな過疎対策が講じられなければ、財政基盤や地域経済が脆弱である過疎の市町村が山積する様々な課題に取り組むことがきわめて困難となる。

よって、国においては、こうした実情を踏まえ、失効する同法にかわる新たな法律を制定し、実態に即した地域の指定を含め、過疎地域に対する総合的な対策を引き続き行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
農林水産大臣	若林正俊様
国土交通大臣	冬柴鐵三様